

# 由布市地域包括支援センター管理システム再構築業務仕様書

## 1 目的

地域包括支援センター業務を統括・管理するとともに、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業、予防給付マネジメント等が円滑に進み、介護予防効果が達成されるよう支援するためのシステムを再構築する。

## 2 業務内容

地域包括支援センターが実施する地域支援事業（包括的支援事業含む）に関連する情報等の統括・管理、及び介護予防・日常生活支援総合事業、予防給付ケアマネジメント業務に係る連携・情報管理システム（地域包括支援センター管理システム）再構築業務。

## 3 対象データの目安

高齢者人口（地域支援事業対象者）： 約 11,418 人（令和 5 年 2 月末）  
予防給付対象者： 約 645 人（令和 5 年 2 月末）

## 4 基本要件

- (1) パッケージソフトの利用を基本とし、原則、カスタマイズ不要とすること。ただし、カスタマイズが必要となる場合は、最小限にとどめること。
- (2) 理解しやすい画面構成、分かりやすい操作性・履歴管理等の仕組みを備えており、特別な知識がなくても情報の検索やデータ抽出ができる機能を備えるなど、汎用性が高いこと。
- (3) 帳票については、マイクロソフトエクセル等の表計算ソフトによる形式や PDF 形式等に変換して出力できること。
- (4) 本センターの業務改善、負担軽減につながるシステムであること。
- (5) 地域包括支援センター管理システムを再構築するにあたり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること。
- (6) 機器及びソフトウェアの導入にあたり、職員への操作研修、指導を行うこと。
- (7) 制度改正等により内容の変更が発生した場合には、別途費用をかけることなく保守の範囲内で対応すること。ただし、大規模改正の場合は別途協議する。
- (8) 受託業者は本センターから CSV データ出力を依頼された場合は依頼の度にシステム内に蓄積された全データを CSV データとして出力し、無償でそのデータを依頼日から 1 週間以内に提供すること。

## 5 システム及びネットワークの構成

### (1) システム

サーバー及びクライアントを利用し、地域包括支援センター各クライアントをネットワーク化したクライアント／サーバー型システムとし、本センター内に設置するサーバーには、地域包括支援センターの情報を集約する。

### (2) ネットワーク

既存のネットワークを利用すること。本センタークライアントより入力したデータは、サーバーへ即時処理を行うネットワーク集中管理型のシステムとする。タブレット接続は OTG ケーブルによる有線接続で行うこと。

### (3) その他

各種設定については、本センターと協議の上行うこと。

セキュリティ対策等、システムを安定稼働させるために必要な環境を構築すること。環境構築後、システム起動テスト及びプリンタ印刷テストを行うこと。

## 6 機器構成・設置場所・動作環境

### (1) 機器構成

新規サーバー 1 台、新規端末 13 台、既存端末 5 台、新規タブレット端末 2 台、共有ファイル用新規 NWHDD を設置しシステムが利用できる環境を構築する。新規ハードウェア調達の様子は（別表 1）に記載する。稼働開始を令和 5 年 8 月 1 日とするため、契約締結日から令和 5 年 7 月 31 日までにシステム機器納入を全て完了し操作研修を実施すること。

### (2) 設置場所

サーバー及び周辺機器                   ： 由布市地域包括支援センター内

クライアント端末                        ： 同上

### (3) 動作環境

クライアント端末機に、特段のソフトウェア資産を必要としないシステムであること。サーバーセットアップ、クライアントセットアップ（本センターが保有するクライアント端末を含む）、タブレットセットアップ、LAN 機器及び配線等は構築業務に含むこととし、構築終了後には、全ての機器ですぐにシステムが使用できる状態とすること。

## 7 機能要件

- (1) 総合的な相談の受付から対応内容の記録までシステム内で管理でき情報共有が図れること。また、各相談に関する情報に複数の集計区分を設け集計表が出力できること。

- (2) 認知症初期集中の相談受付からアセスメント、支援計画書等が登録可能なこと。
- (3) 高齢者虐待管理の受付から協議票、アセスメント等の登録が可能なこと。
- (4) 総合相談問い合わせ画面で認知症初期集中、高齢者虐待で登録した情報が管理でき、画面上で総合相談と区別して表示されること。
- (5) 本センターより提供する既存データの文字コードは Shift JIS とする。(外字も対応すること)
- (6) システム機能要件については、別紙 3\_システム機能要件仕様書のとおりとする。  
なお、機能要件仕様書に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、全て見積りに含め提案すること。

## 8 機能強化・法改正対応

- (1) 地域包括支援センター管理システムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及び法改正への対応には、対応版ソフトウェア(プログラム)の無償提供を行うこと。尚、適用作業については CD 等の配布ではなく受託業者が現地での適用作業を行い、改正内容等の情報提供等を行うこと。
- (2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国のユーザーの意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。
- (3) 地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)とサービス事業所の間でのデータのやり取りなど、国が進める介護分野の ICT 活用に向けた取組に対応できるシステムであること。

## 9 セキュリティ

本システムは重要な個人情報を扱うため、セキュリティについては由布市情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育、指導を行うこと。

- (1) システム操作時のセキュリティ対策
  - ア ID・パスワードの設定が可能なこと。
  - イ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
  - ウ ID ごとに利用できる機能を限定することができること。
  - エ アクセスログ(ID・操作メニュー・操作内容)の記録及び出力ができること。
  - オ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できること。
- (2) ウイルス対策

地域包括支援センターに関するサーバー及びクライアント端末にはウイルス対策ソフトを導入し、セキュリティ対策を行うこと。尚、ウイルスソフトセキュリティパターンファイルについてはサーバーに適用することにより運用端末にパターンファイルの配信が行えること。パターンファイルの更新作業は、受託業者が保守範囲内で訪問時に行うこと。

## 10 データ移行

- (1) データ移行の方法、時期については本センターと十分な打ち合わせを実施の上、スケジュールを作成し、本センターの承認を得ること。
- (2) 令和5年8月1日から新システムで運用開始できるよう、現行システムから新システムへのデータ移行作業を行うこと。データ移行に関しては現行システムからデータをCSV形式で提供する。本センターが提供するデータを、受託者側において変換し、システムに移行すること。移行範囲については本センターと受託業者とで協議し決定する。
- (3) 本番移行までに十分なリハーサルを実施し、本番移行をスムーズに行えるよう準備すること。
- (4) データを安全に移行するため、全ての移行データが現行システムと一致することを受注者が確認し、確認項目・確認結果を本センターへ報告するなど十分な検査方法を事前に示し、データ移行後は本センター担当者の検査を受けること。
- (5) データ移行に当たっては、データ精度をより高めるとともに、不要データや不正データなどの混在や不整合の発見に努めること。また、不要データの整理や不正データの修正方法について提案すること。
- (6) 不足するデータがある場合は、本センターから書面にて作成又は提供された帳票類をデータ入力作業によりデータを作成、システム処理可能な状態でデータを移行すること。
- (7) 移行データに関するトラブルが発生した場合は、本センター担当者に速やかに報告しその指示を受け、システムの稼働が確実にスケジュール通りとなるように最善の努力をすること。

## 11 保守・サポート体制

システムについては、別途保守契約を行うが、システムの円滑な運営のための各種助言、情報提供を行うこと。

### (1) サービス要件

#### ① 問い合わせ対応サービス

- a. 本業務システム全般に関する質問、障害連絡等の受付窓口を設置すること。
- b. 受付方法は、電話及び電子メールとする。
- c. 窓口の対応時間は、原則、平日の8時30分から17時30分とする。また、国保連請求締日前の土曜日（祝日除く）も電話による対応、現地での保守対応が実施できる体制がとれること。

- ② システム管理サービス
  - a. 本業務システムを構成するハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）、ネットワークについて全体を把握し、ハードウェア及びソフトウェアの構成情報、設定情報等について管理を行うこと。
  - b. システム環境等を変更した場合は、管理情報を最新の状態に改版の上、本センターに提出すること。
- ③ セキュリティサービス

本業務システムを構成するソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）について、システム運用に影響を及ぼすような障害が発見された場合は、修正プログラムの適用等、必要な対策を実施すること。
- ④ 障害対応サービス
  - a. 本業務システムにおいて障害が発生した場合は、システムを構成するハードウェア、ソフトウェアに関わらず速やかに復旧させること。
  - b. 本センターより障害発生連絡を受けた場合、速やかに障害復旧作業に着手すること。
- ⑤ パッケージシステム保守サービス

パッケージシステムの法制度改正対応に係る情報の詳細について説明を行うこと。また、法制度改正対応ソフトウェア（プログラム）の適用に必要な期間について本センターへ提示し、当該対応ソフトウェアの適用作業を本サービスにて実施すること。

## 1 2 操作研修

- (1) 地域包括支援センターの職員に対し、稼働前後のシステム研修期間を設けること。また、次年度以降、職員異動等により再度操作研修が必要となった等、本センターから依頼があった場合はその都度、操作研修を保守の範囲内で実施すること。
- (2) 操作研修にあたり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、本センターに提供すること。

## 1 3 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであり、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施すること。
- (2) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、本センターと協議の上、決定するものとする。
- (3) 仕様書の内容について、本センターの指示又は設備上重大な問題が発生した場合は、協議の上、変更可能とする。

(別表1) 新規調達の様

機器については、次の要件を満たし、システムが5年間安定稼働できるものを提案すること。

項番	カテゴリー	詳細	数量
1	システムサーバー	① タワー型 ② OS：WindowsServer®2019 Standard ③ CPU：Intel®Xeon®以上 ④ メモリ：32GB 以上 ⑤ 記憶容量：SSD480GB×2 ※RAID1 構成を基準とする ⑤ 光学：DVD-ROM ドライブ ⑥ 5年間当日メーカーオンサイト保守	1
2	液晶モニタ	① 液晶パネル：TFT19型スクエア ② 保証：5年保証	1
3	無停電電源装置	① 据え置き型 ② システムを構成するサーバーに対して十分な電源容量を有すること ③ システム構成サーバーのシャットダウン制御が正常に行えること ④ サーバー用の電源管理ソフトウェアと無停電電源装置 (UPS)が連動するためのケーブルも付属すること ⑤ 5年間センドバック保証	1
4	ネットワーク HDD ・共有ファイル管理用 ・バックアップ装置用	① 据え置き型 ② 記憶容量：2TB 以上 ③ 5年間デリバリー保守	2
5	クライアント端末	① ノート型 ② OS：Windows11 Pro 64bit ③ CPU：Intel®Core™i5 以上 ④ メモリ：8GB 以上 ⑤ 記憶容量：SSD256GB 以上 ⑥ Office：Office Personal 2021 ⑦ ディスプレイサイズ：15.6型 ⑧ テンキー付きキーボード、USB光センサーマウス ⑨ 保証：メーカー1年保証	13

6	タブレット端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>① OS：Android 9.0 以上</li> <li>② メモリ：4GB 以上</li> <li>③ 記憶容量：32GB 以上</li> <li>④ ディスプレイサイズ：10 型以上</li> <li>⑤ 保証：メーカー1 年保証</li> <li>⑥ その他：保護フィルム、カバー、タブレット用 OTG ケーブル、有線 LAN アダプタ</li> </ul>	2
7	地域包括支援センター管理システム	別紙 3_システム機能要件仕様書を満たすこと	1
8	ミドルウェア	システム稼働に必要な接続ミドルウェア及びライセンス (パソコン 18 台、タブレット 2 台)	20
9	スイッチングHUB	16 ポート対応	1
10	スイッチングHUB	8 ポート対応	1
11	ウイルス対策ソフト	5 年間ライセンス (パソコン 18 台、タブレット 2 台、サーバー1 台)	21